⑦　管理技術者は建築士法第２条第２項に規定する一級建築士であり、第一次審査資料の提出時点において建築士法第22条の２に定める期間内に同条に定める定期講習を受講していること（ただし、建築士法施行規則第17条の37第１項一　一級建築士定期講習の項イに該当する場合を除く。）。

⑧　次に示す要件を満たす管理技術者及び各主任担当技術者を配置できること。なお、管理技術者は工事監理者を兼ねることも可とする。ただし、管理技術者は上記⑶④の設計企業で配置する管理技術者との兼務は認めない。

ア　平成17年４月１日以降の業務実績を有する者であること。なお、それぞれ本業務において担当する各分担業務分野での実績に限る。

また、上記の期間に長期休業を取得していた場合の取扱いは⑶⑧アによる。

イ　平成17年４月１日以降の業務実績とは、平成17年４月１日以降に業務の契約履行が完了した次のエに示す（第一次審査資料の提出期限の日現在）の実績をいう。（施設の完成及び引渡が完了したものであって新築又は増築の工事監理業務の実績に限る。）

ウ　携わった実績については、次のエのうち、管理技術者並びに総合主任担当技術者及び構造主任担当技術者にあっては㈀の、電気設備主任担当技術者にあっては㈁の、機械設備主任担当技術者にあっては㈂の項目に該当する実績を有していること。

エ　実績要件

㈀　管理技術者、総合主任担当技術者又は構造主任担当技術者

次のａ．からｄ．までのすべてを満たす工事監理業務の実績を有すること。なお、管理技術者については、躯体、外装、内装のほか、電気設備、機械設備及び昇降機設備のいずれもシステム一式を含む業務実績を有すること。総合主任担当技術者については、躯体、外装及び内装を含む業務実績をそれぞれ有すること。

ａ．構造　鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造

ｂ．規模　１棟で延べ面積10,000㎡以上

ｃ．用途　⑶⑧エ㈀ｄ．に同じ

ｄ．上記ａ．からｃ．までは同一工事の施工実績であること。

㈁　電気設備主任担当技術者

次のａ．からｃ．の要件を全て満たす新設の電気設備工事（工事種目についてのシステム一式工事（機器、機材、配管配線等の施工及び試験調整を含む））の業務実績を有すること。

ａ．規模　㈀ｂ．に同じ

ｂ．用途　㈀ｃ．に同じ

ｃ．上記ａ．からｂ．までは同一工事の業務実績であること。

㈂　機械設備主任担当技術者

次のａ．からｃ．の要件を全て満たす新設の暖冷房衛生設備工事（工事種目についてのシステム一式工事（機器、機材、冷水又は冷温水配管、ダクト等の施工及び試験調整を含む））の業務実績を有すること。

ａ．規模　㈀ｂ．に同じ

ｂ．用途　㈀ｃ．に同じ

ｃ．上記ａ．からｂ．までは同一工事の業務実績であること。

オ　管理技術者と各分担業務分野の主任担当技術者は、それぞれ１名とし、互いに兼務することは認めない。また、第一次審査資料提出時点において、管理技術者又は各主任担当技術者を決定できないことにより、複数名の候補者をもって第一次審査資料を提出することは支障ないが、いずれの候補者についても上記アからエまでの要件を満たしていなければならない。

⑹　維持管理企業の参加資格要件　応募者を構成する企業のうち維持管理業務を実施する者（以下「維持管理企業」という。）は、次の①から③までの要件を満たすこと。

①　平成31・32・33年度（令和01・02・03年度）競争参加資格（全省庁統一資格）において、「役務の提供等（建物管理等各種保守管理）」の「Ａ」、「Ｂ」又は「Ｃ」の等級に格付けされた「関東・甲信越」地域の競争参加資格を有する者であること。

②　維持管理業務を行うに当たって必要な資格（許可・登録・認定等）を有すること。

③　維持管理業務を複数の維持管理企業が分担して行う場合は、いずれの維持管理企業においても上記①及び②を満たしていること。

⑺　運営企業の参加資格要件　応募者を構成する企業のうち運営業務を実施する者（以下「運営企業」という。）は、次の①から⑤までの要件を満たすこと。

①　運営業務のうち、警備業務、庁舎運用業務及び電話交換業務に携わる運営企業は、平成31・32・33年度（令和01・02・03年度）競争参加資格（全省庁統一資格）において、「役務の提供等（建物管理等各種保守管理）」の「Ａ」、「Ｂ」又は「Ｃ」の等級に格付けされた「関東・甲信越」地域の競争参加資格を有する者であること。

②　運営業務のうち、官用車運行管理業務又は福利厚生サービス提供業務に携わる運営企業は、平成31・32・33年度（令和01・02・03年度）競争参加資格（全省庁統一資格）において、「役務の提供等（運送又はその他）」の「Ａ」、「Ｂ」又は「Ｃ」の等級に格付けされた「関東・甲信越」地域の競争参加資格を有する者であること。

③　運営業務を行うに当たって必要な資格（許可・登録・認定等）を有すること。

④　運営業務の各業務を複数の運営企業が分担して行う場合は、いずれの運営企業においても上記の要件を満たしていること。なお、運営企業は運営業務に係る主体的部分として総合的な企画及び業務遂行の管理を実施することが求められ、主体的部分以外の部分（福利厚生サービス提供業務にあっては利用者に直接サービスを提供する部分。）については第三者に委託することが可能である。

⑤　警備業務に携わる運営企業は、警備業法（昭和47年法律第117号）第４条に基づく認定を有する者であること。

３　総合評価に関する事項

⑴　入札参加者は入札書及び事業提案をもって入札し、入札価格が予定価格の範囲内である者のうち、⑵によって得られる基礎点と加算点の合計を入札価格で除した数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者として選定する。

⑵　入札参加者が策定した事業提案を入札説明書に添付する選定基準に基づき審査する。ただし、第二次審査資料に要求範囲外の事業提案が記載されていた場合、その部分は採点の対象としない。

①　事業提案が業務要求水準書に定める要求水準をすべて充足しているかについて審査を行い、審査結果において事業提案がすべての要求水準を充足している場合は適格とし、一項目でも充足しないもしくは記載のない場合は欠格とする。

なお、適格者については、基礎点を付与する。

②　事業提案のうち選定基準に定める評価項目（加算点項目）について、その提案が優れていると認められるものについては、その程度に応じて加算点を付与する。

⑶　⑴において、落札となるべき最も高い評価値の入札をした者が２人以上ある時は、当該者にくじを引かせて落札者を選定する。

４　入札手続等

⑴　担当部局　〒100―8918 東京都千代田区霞が関２―１―２中央合同庁舎第２号館　国土交通省大臣官房官庁営繕部管理課契約第二係　電話03―5253―8111㈹内線23153

⑵　入札説明書の交付期間、場所及び方法　令和２年４月14日から令和２年９月４日までの土曜日、日曜日及び祝日等（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第１条第１項に規定する行政機関の休日（以下「休日」という。））を除く毎日、９時30分から18時15分まで。ただし、最終日は12時00分までとする。入札説明書は、上記⑴で書面により交付する。なお、その他申請様式等については国土交通省大臣官房官庁営繕部ホームページ（ＵＲＬ：http://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild_tk5_000003.html）にて交付する。